ＤＳＬアクセスサービス	デジタル加入者回線アクセス多重化装置を設置してＤＳＬアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十の三
ＣＡＴＶアクセスサービス	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置してＣＡＴＶアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	
ＦＷＡアクセスサービス	無線設備により構成される端末系伝送路設備を設置してＦＷＡアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十の四
ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス	利用者の屋内用ルータと接続される無線設備を設置してワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十の五
携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十一
ローカル５Ｇサービス	基地局を設置してローカル５Ｇサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十一の二
全国ＢＷＡアクセスサービス	基地局を設置して全国ＢＷＡアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十一の三
地域ＢＷＡアクセスサービス	基地局を設置して地域ＢＷＡアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十一の四
公衆無線ＬＡＮアクセスサービス	公衆無線ＬＡＮアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十一の五
衛星アクセスサービス（電気通信事業法施行規則様式第四注３で規定するもの）	端末系伝送路設備を設置して衛星アクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十一の六
仮想移動電気通信サービス（携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一　仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの（次号に掲げる者を除く。）	様式第三十一の七